

新 旧 对 照 表

頁	改正前	頁	改正後
手引き			
P1	③質の変更とは農地等を宅地化することをいう。農地を転用し他の地目に変更されている土地については、転用の時期、面積により判断する。	P1	③質の変更とは農地等を宅地化することをいう。農地を転用し他の地目に変更されている土地については、転用の時期、面積により判断する。
P4	附則	P4 (追加)	附則 14 令和8年4月1日一部改正。同日から施行する。
P5	① 設計については、「開発許可ハンドブック（山口県土木建築部建築指導課監修）」、「 宅地防災マニュアル 」及び「設計に関する技術基準（宇部市編集）」を準拠すること。	P5	① 設計については、「開発許可ハンドブック（山口県土木建築部建築指導課監修）」、「 宅地防災マニュアル 」及び「 盛土ハンドブック 」、「 盛土等防災マニュアル 」及び「設計に関する技術基準（宇部市編集）」を準拠すること。
P6	主要交差とは、開発許可条件の対象となる接続道路と、車道幅員4.0m程度の道路法上の道路等と交差する箇所をいう。		主要交差とは、開発許可条件を満たす道路法上の道路（接続道路）と、車道幅員4.0m程度の道路法上の道路が交差する箇所をいう。
P11	・側溝及び側溝蓋等で現場打となる場合は、構造図を作成すること。	P11	・側溝及び側溝蓋等で現場打となる場合は、構造図を作成すること。 また、現場打蓋の辺長は25cm以上とすること。
P13	④ 汚水処理は自然流下とし、流速は下流ほど増すようにすること。また、管路埋設部分用地が宇部市に帰属された場合は污水管及びこれらに付随する物も宇部市に帰属する。	P13	④ 汚水処理は自然流下とし、流速は下流ほど増すようにすること。また、管路埋設部分用地が宇部市に帰属された場合は污水管及びこれらに付随する物も宇部市に帰属する。私有地内に管路等を設置し、施設の帰属を希望する場合は地役権を設定すること。ただし、帰属できる施設は、本管施設及び第一樹とする。なお、宇部市への帰属日は地役権設定日とする。
	⑥汚水及び雨水の人孔は原則として1号以上とし、宇部市指定の蓋（T-25）で浮上防止機能を有したものを使用する。ただし、将来流入が予想されない汚水の間及び末端の人孔（人孔深2.5m未満）は小口径人孔φ300とすることができる。（別図2・3）		⑥汚水及び雨水の人孔は原則として1号以上とし、宇部市指定の蓋（T-25）で浮上防止機能及び分流区域の人孔は雨水浸入進入防止性能を有したものを使用する。ただし、将来流入が予想されない汚水の間及び末端の人孔（人孔深2.5m未満）は小口径人孔φ300とすることができる。（別図2・3）

頁	改正前	頁	改正後																																																
P14	<p>マンホール使用区分は次表の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="315 212 987 507"> <tr> <td rowspan="2">マンホール</td> <td>車道部</td> <td>T-25</td> <td colspan="2" rowspan="2">宇部市指定スリップ防止蓋</td> </tr> <tr> <td>歩道部</td> <td>T-14</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小口径 マンホール</td> <td rowspan="2">車道部</td> <td rowspan="2">T-25</td> <td colspan="2">宇部市指定デザイン蓋（２種類）</td> </tr> <tr> <td>インターロッキング部分</td> <td>カラー</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>黒蓋</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">歩道部</td> <td rowspan="2">T-14</td> <td colspan="2">宇部市指定デザイン蓋（２種類）</td> </tr> <tr> <td>インターロッキング部分</td> <td>カラー</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>黒蓋</td> </tr> </table> <p>*小口径マンホール歩道部は、幅員1.5m以下の場合はT-2</p>	マンホール	車道部	T-25	宇部市指定スリップ防止蓋		歩道部	T-14	小口径 マンホール	車道部	T-25	宇部市指定デザイン蓋（２種類）		インターロッキング部分	カラー	上記以外	黒蓋	歩道部	T-14	宇部市指定デザイン蓋（２種類）		インターロッキング部分	カラー	上記以外	黒蓋	P14	<p>マンホール使用区分は次表の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="1279 212 1951 507"> <tr> <td rowspan="2">マンホール</td> <td>車道部</td> <td>T-25</td> <td colspan="2" rowspan="2">次世代長寿命型</td> </tr> <tr> <td>歩道部</td> <td>T-14</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小口径 マンホール</td> <td rowspan="2">車道部</td> <td rowspan="2">T-25</td> <td colspan="2">宇部市指定デザイン蓋（２種類）</td> </tr> <tr> <td>インターロッキング部分</td> <td>カラー</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>黒蓋</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">歩道部</td> <td rowspan="2">T-14</td> <td colspan="2">宇部市指定デザイン蓋（２種類）</td> </tr> <tr> <td>インターロッキング部分</td> <td>カラー</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>黒蓋</td> </tr> </table> <p>*小口径マンホール歩道部は、幅員1.5m以下の場合はT-2</p>	マンホール	車道部	T-25	次世代長寿命型		歩道部	T-14	小口径 マンホール	車道部	T-25	宇部市指定デザイン蓋（２種類）		インターロッキング部分	カラー	上記以外	黒蓋	歩道部	T-14	宇部市指定デザイン蓋（２種類）		インターロッキング部分	カラー	上記以外	黒蓋
マンホール	車道部		T-25	宇部市指定スリップ防止蓋																																															
	歩道部	T-14																																																	
小口径 マンホール	車道部	T-25	宇部市指定デザイン蓋（２種類）																																																
			インターロッキング部分	カラー																																															
	上記以外	黒蓋																																																	
歩道部	T-14	宇部市指定デザイン蓋（２種類）																																																	
		インターロッキング部分	カラー																																																
	上記以外	黒蓋																																																	
マンホール	車道部	T-25	次世代長寿命型																																																
	歩道部	T-14																																																	
小口径 マンホール	車道部	T-25	宇部市指定デザイン蓋（２種類）																																																
			インターロッキング部分	カラー																																															
	上記以外	黒蓋																																																	
歩道部	T-14	宇部市指定デザイン蓋（２種類）																																																	
		インターロッキング部分	カラー																																																
	上記以外	黒蓋																																																	
P15	<p>⑮ 第一樹(塩ビ樹φ200)は宇部市下水道条例施行規則第二条の二を遵守し、官民境界より1.0m以内に設置すること。また、車など重量物が頻繁に踏む恐れがあるところには、鉄蓋を設置すること。</p> <p>⑳ 公共下水道への接続がなされる場合、受益者負担金の対象土地に対して、開発行為完了の翌年度に受益者負担金を納入すること。その際、開発事業主により負担すること。</p>	P15	<p>⑮ 第一樹(塩ビ樹φ200)は宇部市下水道条例第二条の二を遵守し、官民境界より1.0m以内に設置すること。また、第一樹蓋は鉄蓋とすること。ただし、明らかに車などの重量物が踏まない場合は別途協議とする。</p> <p>⑳ 公共下水道への接続がなされる場合、受益者負担金の対象土地に対して、開発行為完了の翌年度に受益者負担金を納入すること。その際、開発事業主により負担すること。また、開発行為完了後すぐの納入を希望する場合は事前に申し出ること。</p>																																																
P17	<p>7) 区域の面積が1.0ha以上の開発行為については、その面積の3%以上を確保するものとする。ただし、開発区域の面積が5ha未満かつ予定建築物用途が住宅系の場合においては、開発区域の周辺に相当規模の公園等が存在する場合で、特に必要がないと認められる場合には公園等を設けないことができる。この場合、「周辺の相当規模の公園等」は、当該開発区域の面積の3%以上の住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）で、かつ、誘致距離250m以内にあること。</p>	P17	<p>7) 区域の面積が1.0ha以上の開発行為については、その面積の3%以上を確保するものとする。ただし、開発区域の面積が5ha未満かつ予定建築物用途が住宅以外の場合においては、開発区域の周辺に相当規模の公園等が存在する場合で、特に必要がないと認められる場合には公園等を設けないことができる。この場合、「周辺の相当規模の公園等」は、当該開発区域の面積の3%以上の住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）で、かつ、誘致距離250m以内にあること。</p>																																																
P20	<p>(1) 呼称65mmの口径を有し、直径100mm以上の水道管に取り付けることとする。</p>	P20	<p>(1) 呼称65mmの口径を有し、直径100mm以上の水道管に取り付けることとする。ただし、消防水利の基準に定める解析及び実測により規定の水量を満たし、かつ、周辺の地理状況から当該水道管の延長線上に追加の消火栓を設置する見込みがないと判断される場合は、直径75mmの水道管に取り付けることができる。</p>																																																

頁	改正前	頁	改正後																						
P21	<p>別表第2</p> <table border="1" data-bbox="315 225 1052 422"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>街区形態</th> <th>市街地又は準市街地</th> <th>左記以外でこれに準ずる地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣商業地域 工業地域</td> <td>商業地域 工業専用地域</td> <td>100メートル</td> <td rowspan="2">140メートル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域</td> <td>120メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市街地又は準市街地とは、消防力の基準（平成12年消防庁告示第1号）第2条に規定するものをいう。</p>	用途地域	街区形態	市街地又は準市街地	左記以外でこれに準ずる地域	近隣商業地域 工業地域	商業地域 工業専用地域	100メートル	140メートル	その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域		120メートル	P21	<p>別表第2</p> <table border="1" data-bbox="1276 225 2013 422"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>街区形態</th> <th>市街地又は準市街地</th> <th>左記以外でこれに準ずる地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣商業地域 工業地域</td> <td>商業地域 工業専用地域</td> <td>100メートル</td> <td rowspan="2">140メートル</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域</td> <td>120メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市街地又は準市街地とは、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条に規定するものをいう。</p>	用途地域	街区形態	市街地又は準市街地	左記以外でこれに準ずる地域	近隣商業地域 工業地域	商業地域 工業専用地域	100メートル	140メートル	その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域		120メートル
用途地域	街区形態	市街地又は準市街地	左記以外でこれに準ずる地域																						
近隣商業地域 工業地域	商業地域 工業専用地域	100メートル	140メートル																						
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域		120メートル																							
用途地域	街区形態	市街地又は準市街地	左記以外でこれに準ずる地域																						
近隣商業地域 工業地域	商業地域 工業専用地域	100メートル	140メートル																						
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域		120メートル																							
P22	<p>③軟弱地盤対策については、地盤の条件、土地利用計画、施工条件及び環境条件等を踏まえて、隣接地も含め総合的に検討すること。工法等については宅地防災マニュアルを参考にすること。</p> <p>④宅地部に使用する擁壁については、二次製品擁壁は国土交通大臣認定品を、現場打ち擁壁は国土交通省タイプを使用することが望ましい。なお、国土交通大臣認定品以外のものについては、国土交通大臣が定めた基準に従った構造計算書を添付し、その仕様等について協議すること。また、土質条件、水抜き、根入れ、据え付け方法等築造に関する諸条件は、それぞれの築造仕様を遵守すること。</p>	P22	<p>③軟弱地盤対策については、地盤の条件、土地利用計画、施工条件及び環境条件等を踏まえて、隣接地も含め総合的に検討すること。工法等については盛土等防災マニュアルを参考にすること。</p> <p>④宅地部に使用する擁壁については、二次製品擁壁は国土交通大臣認定品を使用することが望ましい。なお、国土交通大臣認定品以外のものについては、国土交通大臣が定めた基準に従った構造計算書を添付し、その仕様等について協議すること。また、土質条件、水抜き、根入れ、据え付け方法等築造に関する諸条件は、それぞれの築造仕様を遵守すること。</p> <p>P24 (追加) 3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識設置状況 (該当する場合)</p>																						

頁	改正前	頁	改正後
P25	<p> 帰属書類 <ol style="list-style-type: none"> 1) 都市計画図(1/2500) 2) 公図又は14条地図 3) 登記原因証明情報兼登記承諾書 4) 印鑑証明書 5) 地積測量図 6) 登記事項証明書（抵当権等が抹消済のもの） 7) 帰属することとなる公共施設の写真 ※ 4) 及び7) 市が求めた場合のみ提出すること。 ※ 5) 地積測量図については、工事完了時提出の確定測量図面積と一致させること。 </p>	P25	<p> 帰属書類 <ol style="list-style-type: none"> 1) 公図又は14条地図 2) 登記原因証明情報兼登記承諾書 3) 印鑑証明書 4) 地積測量図 5) 登記事項証明書または、登記情報提供システムにより出力された不動産登記情報（全部事項）（いずれも抵当権等が抹消済のもの） 6) 帰属することとなる公共施設の写真及び撮影方向図 ※ 3) 及び6) 市が求めた場合のみ提出すること。 ※ 4) 地積測量図については、工事完了時提出の確定測量図面積と一致させること。 </p>
P26		P26 (追加)	21 令和 8 年4月1日 改正

頁	改正前	頁	改正後																																																				
P34	<p data-bbox="302 199 862 220">予定建築物等以外の建築等の許可（都市計画法第42条第1項ただし書き）</p> <p data-bbox="302 268 392 288">添付書類</p> <table border="1" data-bbox="302 295 1048 746"> <tr><td>予定建築物等以外の建築等許可申請書</td><td></td></tr> <tr><td>予定建築物の配置図</td><td></td></tr> <tr><td>予定建築物の各階平面図、立面図</td><td></td></tr> <tr><td>位置図、区域図</td><td></td></tr> <tr><td>公園</td><td></td></tr> <tr><td>求積図</td><td></td></tr> <tr><td>土地利用計画図</td><td></td></tr> <tr><td>排水計画図</td><td></td></tr> <tr><td>検査済証の写し又は開発登録簿の写し</td><td></td></tr> <tr><td>登記事項証明書</td><td></td></tr> <tr><td>同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）</td><td></td></tr> <tr><td>権利者一覧表含む</td><td></td></tr> <tr><td>区画割の変更届</td><td></td></tr> </table>	予定建築物等以外の建築等許可申請書		予定建築物の配置図		予定建築物の各階平面図、立面図		位置図、区域図		公園		求積図		土地利用計画図		排水計画図		検査済証の写し又は開発登録簿の写し		登記事項証明書		同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）		権利者一覧表含む		区画割の変更届		P34	<p data-bbox="1265 199 1825 220">予定建築物等以外の建築等の許可（都市計画法第42条第1項ただし書き）</p> <p data-bbox="1265 268 1355 288">添付書類</p> <table border="1" data-bbox="1265 295 2011 762"> <tr><td>予定建築物等以外の建築等許可申請書</td><td></td></tr> <tr><td>予定建築物の配置図</td><td></td></tr> <tr><td>予定建築物の各階平面図、立面図</td><td></td></tr> <tr><td>位置図、区域図</td><td></td></tr> <tr><td>公園</td><td></td></tr> <tr><td>求積図</td><td></td></tr> <tr><td>土地利用計画図</td><td></td></tr> <tr><td>排水計画図</td><td></td></tr> <tr><td>検査済証の写し又は開発登録簿の写し</td><td></td></tr> <tr><td>登記事項証明書または、登記情報提供システムにより出力された不動産登記情報 (全部事項)</td><td></td></tr> <tr><td>同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）</td><td></td></tr> <tr><td>権利者一覧表含む</td><td></td></tr> <tr><td>区画割の変更届</td><td></td></tr> </table>	予定建築物等以外の建築等許可申請書		予定建築物の配置図		予定建築物の各階平面図、立面図		位置図、区域図		公園		求積図		土地利用計画図		排水計画図		検査済証の写し又は開発登録簿の写し		登記事項証明書または、登記情報提供システムにより出力された不動産登記情報 (全部事項)		同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）		権利者一覧表含む		区画割の変更届	
予定建築物等以外の建築等許可申請書																																																							
予定建築物の配置図																																																							
予定建築物の各階平面図、立面図																																																							
位置図、区域図																																																							
公園																																																							
求積図																																																							
土地利用計画図																																																							
排水計画図																																																							
検査済証の写し又は開発登録簿の写し																																																							
登記事項証明書																																																							
同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）																																																							
権利者一覧表含む																																																							
区画割の変更届																																																							
予定建築物等以外の建築等許可申請書																																																							
予定建築物の配置図																																																							
予定建築物の各階平面図、立面図																																																							
位置図、区域図																																																							
公園																																																							
求積図																																																							
土地利用計画図																																																							
排水計画図																																																							
検査済証の写し又は開発登録簿の写し																																																							
登記事項証明書または、登記情報提供システムにより出力された不動産登記情報 (全部事項)																																																							
同意書（申請地、隣接地、自治会長、水利組合長）																																																							
権利者一覧表含む																																																							
区画割の変更届																																																							

頁	改正前																																																																																																																																																				
P36	<p>変更許可及び変更届の取扱い</p> <p>◇開発区域の位置、区域及び規模（法第30条第1項第1号）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更許可</th> <th>変更届</th> <th>手数料項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発区域の位置、区域、規模の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td>開発区域の位置、区域、規模の変更 規模が同一区域の拡大 縮小が同一区域の縮小 その他の変更</td> </tr> <tr> <td>工区数、工区の区域の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td>その他の変更</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇予定建築物等の用途（法第30条第1項第2号）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更許可</th> <th>変更届</th> <th>手数料項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定建築物の用途の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td>その他の変更</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇開発行為に関する設計（法第30条第1項第3号）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更許可</th> <th>変更届</th> <th>手数料項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共・公益的施設（道路、公園、緑地、水路、上下水道等）の変更 ※管理者との変更協議を要するもの</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td>設計の変更</td> </tr> <tr> <td>ガス供給施設の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区画数の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定建築物の敷地の形状の変更（敷地の規模の1/10以上の増減、住宅以外の建築物又は第1種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので1,000㎡以上となるもの）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定建築物の敷地の形状の変更（上記以外の場合）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画地盤高の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路の変更（位置、形状、幅員、舗装構成等）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法面勾配の変更（許可時より急勾配となる場合）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法面勾配の変更（許可時より緩勾配となる場合）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場打ち等二次製品の変更（擁壁・排水施設（削溝・柵等））</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二次製品の製品変更（擁壁・排水施設等 ※同等品の場合に限る）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>擁壁の変更（位置、種類、高さ、寸法、勾配、追加・削除）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造物の基礎材の変更（均しコンクリート・砕石厚さ）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水施設の変更（位置、種類、規格、形状、勾配、追加・削除）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水放流先、排水処理の経路の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>集水樹の寸法の変更（高さにより壁厚が変更するもの）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>集水樹の寸法の変更（高さにより壁厚が変更しない等の軽微なもの）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤対策工の変更（対策工種、追加・削除等）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤対策工の変更（添加量、改良深等の軽微な変更に限る）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造・安定計算書の変更を伴うもの</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>流量計算書の変更を伴うもの</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇工事施工者（法第30条第1項第4号）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更許可</th> <th>変更届</th> <th>手数料項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事施工者の変更（軽微なもの以外の変更）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td>その他の変更</td> </tr> <tr> <td>工事施工者の代表者氏名、名称又は住所のみの変更</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事施工者の変更（自己居住用及び1ha未満の自己業務用の場合）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◇その他省令で定める事項（法第30条第1項第5号）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更許可</th> <th>変更届</th> <th>手数料項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事の着手予定年月日、工事予定年月日の変更</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>その他の変更</td> </tr> <tr> <td>自己用・非自己用、居住用・業務用の別の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資金計画の変更（非自己用、1ha以上の自己業務用の場合）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◇その他の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更許可</th> <th>変更届</th> <th>手数料項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者（法人）の代表者氏名又は住所のみの変更（承継に関すること以外）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※記載のない事項の変更については、別途協議による</p>	変更事項	変更許可	変更届	手数料項目	開発区域の位置、区域、規模の変更	○		開発区域の位置、区域、規模の変更 規模が同一区域の拡大 縮小が同一区域の縮小 その他の変更	工区数、工区の区域の変更	○		その他の変更	変更事項	変更許可	変更届	手数料項目	予定建築物の用途の変更	○		その他の変更	変更事項	変更許可	変更届	手数料項目	公共・公益的施設（道路、公園、緑地、水路、上下水道等）の変更 ※管理者との変更協議を要するもの	○		設計の変更	ガス供給施設の変更	○			区画数の変更	○			予定建築物の敷地の形状の変更（敷地の規模の1/10以上の増減、住宅以外の建築物又は第1種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので1,000㎡以上となるもの）	○			予定建築物の敷地の形状の変更（上記以外の場合）		○		計画地盤高の変更	○			道路の変更（位置、形状、幅員、舗装構成等）	○			法面勾配の変更（許可時より急勾配となる場合）	○			法面勾配の変更（許可時より緩勾配となる場合）	○	○		現場打ち等二次製品の変更（擁壁・排水施設（削溝・柵等））	○			二次製品の製品変更（擁壁・排水施設等 ※同等品の場合に限る）	○	○		擁壁の変更（位置、種類、高さ、寸法、勾配、追加・削除）	○			構造物の基礎材の変更（均しコンクリート・砕石厚さ）		○		排水施設の変更（位置、種類、規格、形状、勾配、追加・削除）	○			排水放流先、排水処理の経路の変更	○			集水樹の寸法の変更（高さにより壁厚が変更するもの）	○			集水樹の寸法の変更（高さにより壁厚が変更しない等の軽微なもの）	○	○		軟弱地盤対策工の変更（対策工種、追加・削除等）	○			軟弱地盤対策工の変更（添加量、改良深等の軽微な変更に限る）		○		構造・安定計算書の変更を伴うもの			○	流量計算書の変更を伴うもの			○	変更事項	変更許可	変更届	手数料項目	工事施工者の変更（軽微なもの以外の変更）	○		その他の変更	工事施工者の代表者氏名、名称又は住所のみの変更		○		工事施工者の変更（自己居住用及び1ha未満の自己業務用の場合）		○		変更事項	変更許可	変更届	手数料項目	工事の着手予定年月日、工事予定年月日の変更		○	その他の変更	自己用・非自己用、居住用・業務用の別の変更	○			資金計画の変更（非自己用、1ha以上の自己業務用の場合）	○			変更事項	変更許可	変更届	手数料項目	申請者（法人）の代表者氏名又は住所のみの変更（承継に関すること以外）		○	
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目																																																																																																																																																		
開発区域の位置、区域、規模の変更	○		開発区域の位置、区域、規模の変更 規模が同一区域の拡大 縮小が同一区域の縮小 その他の変更																																																																																																																																																		
工区数、工区の区域の変更	○		その他の変更																																																																																																																																																		
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目																																																																																																																																																		
予定建築物の用途の変更	○		その他の変更																																																																																																																																																		
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目																																																																																																																																																		
公共・公益的施設（道路、公園、緑地、水路、上下水道等）の変更 ※管理者との変更協議を要するもの	○		設計の変更																																																																																																																																																		
ガス供給施設の変更	○																																																																																																																																																				
区画数の変更	○																																																																																																																																																				
予定建築物の敷地の形状の変更（敷地の規模の1/10以上の増減、住宅以外の建築物又は第1種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので1,000㎡以上となるもの）	○																																																																																																																																																				
予定建築物の敷地の形状の変更（上記以外の場合）		○																																																																																																																																																			
計画地盤高の変更	○																																																																																																																																																				
道路の変更（位置、形状、幅員、舗装構成等）	○																																																																																																																																																				
法面勾配の変更（許可時より急勾配となる場合）	○																																																																																																																																																				
法面勾配の変更（許可時より緩勾配となる場合）	○	○																																																																																																																																																			
現場打ち等二次製品の変更（擁壁・排水施設（削溝・柵等））	○																																																																																																																																																				
二次製品の製品変更（擁壁・排水施設等 ※同等品の場合に限る）	○	○																																																																																																																																																			
擁壁の変更（位置、種類、高さ、寸法、勾配、追加・削除）	○																																																																																																																																																				
構造物の基礎材の変更（均しコンクリート・砕石厚さ）		○																																																																																																																																																			
排水施設の変更（位置、種類、規格、形状、勾配、追加・削除）	○																																																																																																																																																				
排水放流先、排水処理の経路の変更	○																																																																																																																																																				
集水樹の寸法の変更（高さにより壁厚が変更するもの）	○																																																																																																																																																				
集水樹の寸法の変更（高さにより壁厚が変更しない等の軽微なもの）	○	○																																																																																																																																																			
軟弱地盤対策工の変更（対策工種、追加・削除等）	○																																																																																																																																																				
軟弱地盤対策工の変更（添加量、改良深等の軽微な変更に限る）		○																																																																																																																																																			
構造・安定計算書の変更を伴うもの			○																																																																																																																																																		
流量計算書の変更を伴うもの			○																																																																																																																																																		
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目																																																																																																																																																		
工事施工者の変更（軽微なもの以外の変更）	○		その他の変更																																																																																																																																																		
工事施工者の代表者氏名、名称又は住所のみの変更		○																																																																																																																																																			
工事施工者の変更（自己居住用及び1ha未満の自己業務用の場合）		○																																																																																																																																																			
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目																																																																																																																																																		
工事の着手予定年月日、工事予定年月日の変更		○	その他の変更																																																																																																																																																		
自己用・非自己用、居住用・業務用の別の変更	○																																																																																																																																																				
資金計画の変更（非自己用、1ha以上の自己業務用の場合）	○																																																																																																																																																				
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目																																																																																																																																																		
申請者（法人）の代表者氏名又は住所のみの変更（承継に関すること以外）		○																																																																																																																																																			

頁	改正後																																																																																																																																																
P36	<p>変更許可及び変更届の取扱い</p> <p>◇開発区域の位置、区域及び規模（法第30条第1項第1号）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更許可</th> <th>変更届</th> <th>手数料項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発区域の位置、区域、規模の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td>開発区域の位置、区域、規模の変更 規模が同一区域の拡大 縮小が同一区域の縮小 その他の変更</td> </tr> <tr> <td>工区数、工区の区域の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td>その他の変更</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇予定建築物等の用途（法第30条第1項第2号）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更許可</th> <th>変更届</th> <th>手数料項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定建築物の用途の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td>その他の変更</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇開発行為に関する設計（法第30条第1項第3号）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更許可</th> <th>変更届</th> <th>手数料項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共・公益的施設（道路、公園、緑地、水路、上下水道等）の変更 ※管理者との変更協議を要するもの</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td>設計の変更</td> </tr> <tr> <td>ガス供給施設の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区画数の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定建築物の敷地の形状の変更（敷地の規模の1/10以上の増減、住宅以外の建築物又は第1種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので1,000㎡以上となるもの）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>予定建築物の敷地の形状の変更（上記以外の場合）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画地盤高の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路の変更（位置、形状、幅員、舗装構成等）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法面勾配の変更（許可時より急勾配となる場合）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法面勾配の変更（許可時より緩勾配となる場合）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場打ち等二次製品の変更（擁壁）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二次製品の製品変更（擁壁・排水施設等 ※同等品の場合に限る）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>擁壁の変更（位置、種類、高さ、寸法、勾配、追加・削除）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造物の基礎材の変更（均しコンクリート・砕石厚さ）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水放流先、排水処理の経路の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>集水樹の寸法の変更（高さにより壁厚が変更するもの）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>集水樹の寸法の変更（高さにより壁厚が変更しない等の軽微なもの）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤対策工の変更（対策工種、追加・削除等）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤対策工の変更（添加量、改良深等の軽微な変更に限る）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造・安定計算書の変更を伴うもの</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>流量計算書の変更を伴うもの</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇工事施工者（法第30条第1項第4号）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更許可</th> <th>変更届</th> <th>手数料項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事施工者の変更（軽微なもの以外の変更）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td>その他の変更</td> </tr> <tr> <td>工事施工者の代表者氏名、名称又は住所のみの変更</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事施工者の変更（自己居住用及び1ha未満の自己業務用の場合）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◇その他省令で定める事項（法第30条第1項第5号）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更許可</th> <th>変更届</th> <th>手数料項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事の着手予定年月日、工事予定年月日の変更</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>その他の変更</td> </tr> <tr> <td>自己用・非自己用、居住用・業務用の別の変更</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資金計画の変更（非自己用、1ha以上の自己業務用の場合）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◇その他の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更許可</th> <th>変更届</th> <th>手数料項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者（法人）の代表者氏名又は住所のみの変更（承継に関すること以外）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※記載のない事項の変更については、別途協議による</p>	変更事項	変更許可	変更届	手数料項目	開発区域の位置、区域、規模の変更	○		開発区域の位置、区域、規模の変更 規模が同一区域の拡大 縮小が同一区域の縮小 その他の変更	工区数、工区の区域の変更	○		その他の変更	変更事項	変更許可	変更届	手数料項目	予定建築物の用途の変更	○		その他の変更	変更事項	変更許可	変更届	手数料項目	公共・公益的施設（道路、公園、緑地、水路、上下水道等）の変更 ※管理者との変更協議を要するもの	○		設計の変更	ガス供給施設の変更	○			区画数の変更	○			予定建築物の敷地の形状の変更（敷地の規模の1/10以上の増減、住宅以外の建築物又は第1種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので1,000㎡以上となるもの）	○			予定建築物の敷地の形状の変更（上記以外の場合）		○		計画地盤高の変更	○			道路の変更（位置、形状、幅員、舗装構成等）	○			法面勾配の変更（許可時より急勾配となる場合）	○			法面勾配の変更（許可時より緩勾配となる場合）	○	○		現場打ち等二次製品の変更（擁壁）	○			二次製品の製品変更（擁壁・排水施設等 ※同等品の場合に限る）		○		擁壁の変更（位置、種類、高さ、寸法、勾配、追加・削除）	○			構造物の基礎材の変更（均しコンクリート・砕石厚さ）		○		排水放流先、排水処理の経路の変更	○			集水樹の寸法の変更（高さにより壁厚が変更するもの）	○			集水樹の寸法の変更（高さにより壁厚が変更しない等の軽微なもの）	○	○		軟弱地盤対策工の変更（対策工種、追加・削除等）	○			軟弱地盤対策工の変更（添加量、改良深等の軽微な変更に限る）		○		構造・安定計算書の変更を伴うもの			○	流量計算書の変更を伴うもの			○	変更事項	変更許可	変更届	手数料項目	工事施工者の変更（軽微なもの以外の変更）	○		その他の変更	工事施工者の代表者氏名、名称又は住所のみの変更		○		工事施工者の変更（自己居住用及び1ha未満の自己業務用の場合）		○		変更事項	変更許可	変更届	手数料項目	工事の着手予定年月日、工事予定年月日の変更		○	その他の変更	自己用・非自己用、居住用・業務用の別の変更	○			資金計画の変更（非自己用、1ha以上の自己業務用の場合）	○			変更事項	変更許可	変更届	手数料項目	申請者（法人）の代表者氏名又は住所のみの変更（承継に関すること以外）		○	
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目																																																																																																																																														
開発区域の位置、区域、規模の変更	○		開発区域の位置、区域、規模の変更 規模が同一区域の拡大 縮小が同一区域の縮小 その他の変更																																																																																																																																														
工区数、工区の区域の変更	○		その他の変更																																																																																																																																														
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目																																																																																																																																														
予定建築物の用途の変更	○		その他の変更																																																																																																																																														
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目																																																																																																																																														
公共・公益的施設（道路、公園、緑地、水路、上下水道等）の変更 ※管理者との変更協議を要するもの	○		設計の変更																																																																																																																																														
ガス供給施設の変更	○																																																																																																																																																
区画数の変更	○																																																																																																																																																
予定建築物の敷地の形状の変更（敷地の規模の1/10以上の増減、住宅以外の建築物又は第1種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので1,000㎡以上となるもの）	○																																																																																																																																																
予定建築物の敷地の形状の変更（上記以外の場合）		○																																																																																																																																															
計画地盤高の変更	○																																																																																																																																																
道路の変更（位置、形状、幅員、舗装構成等）	○																																																																																																																																																
法面勾配の変更（許可時より急勾配となる場合）	○																																																																																																																																																
法面勾配の変更（許可時より緩勾配となる場合）	○	○																																																																																																																																															
現場打ち等二次製品の変更（擁壁）	○																																																																																																																																																
二次製品の製品変更（擁壁・排水施設等 ※同等品の場合に限る）		○																																																																																																																																															
擁壁の変更（位置、種類、高さ、寸法、勾配、追加・削除）	○																																																																																																																																																
構造物の基礎材の変更（均しコンクリート・砕石厚さ）		○																																																																																																																																															
排水放流先、排水処理の経路の変更	○																																																																																																																																																
集水樹の寸法の変更（高さにより壁厚が変更するもの）	○																																																																																																																																																
集水樹の寸法の変更（高さにより壁厚が変更しない等の軽微なもの）	○	○																																																																																																																																															
軟弱地盤対策工の変更（対策工種、追加・削除等）	○																																																																																																																																																
軟弱地盤対策工の変更（添加量、改良深等の軽微な変更に限る）		○																																																																																																																																															
構造・安定計算書の変更を伴うもの			○																																																																																																																																														
流量計算書の変更を伴うもの			○																																																																																																																																														
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目																																																																																																																																														
工事施工者の変更（軽微なもの以外の変更）	○		その他の変更																																																																																																																																														
工事施工者の代表者氏名、名称又は住所のみの変更		○																																																																																																																																															
工事施工者の変更（自己居住用及び1ha未満の自己業務用の場合）		○																																																																																																																																															
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目																																																																																																																																														
工事の着手予定年月日、工事予定年月日の変更		○	その他の変更																																																																																																																																														
自己用・非自己用、居住用・業務用の別の変更	○																																																																																																																																																
資金計画の変更（非自己用、1ha以上の自己業務用の場合）	○																																																																																																																																																
変更事項	変更許可	変更届	手数料項目																																																																																																																																														
申請者（法人）の代表者氏名又は住所のみの変更（承継に関すること以外）		○																																																																																																																																															

頁	改正前	頁	改正後																																																																																																																			
P37	<p>開発許可申請書の作成</p> <p>(1) 許可申請書添付図書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">書類の名称</th> <th rowspan="2">明示すべき事項、添付書類、作成留意事項</th> <th colspan="3">添 付 要 否</th> </tr> <tr> <th>自己居住用</th> <th>自己業務用</th> <th>自己用外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①公共施設の管理者同意申請書</td> <td>・帰属の無い場合にも「該当なし」と記入し添付すること。 ・帰属先及び管理者については、事前に協議した内容と一致させること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②所有権移転登記に関する同意書</td> <td>・団地名を記入すること。 ・該当地番等を記入すること。 ・帰属用地がある場合に提出要。 ・寄附がある場合は寄附申込(写)の提出要。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③帰属部求積図</td> <td>・帰属部に着色すること。 ・公共施設名を明示し、求積すること。 ・帰属用地がある場合に提出要。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④開発行為許可申請書</td> <td>・「その他必要な事項」には、他法令に関わる許可及び承認等必要な事項を明記すること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤設計説明書</td> <td>・「土地利用計画」において、公共施設にあたらぬ緑地、水路等は「その他」の欄に記入すること。 ・「公共施設の整備計画」の内容は、①の内容と一致させること。 ・「その他」の給排水施設については、事前の協議指示事項を遵守すること。</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥公共施設(水道・消防)の管理者同意(写)</td> <td>・同意申請書及び同意書の写しを添付すること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦他法令に基づく承認書等(写)</td> <td>・道路法24条施行承認書、市有財産加工承認書、法定外公共物加工承認書、法定外公共物法32条同意書、法定外公共物用途廃止通知書等。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑧土地境界線図書(写)(図面含む)</td> <td>・法定外公共物境界線図書、市有財産境界線図書、市道境界線図書、県道境界線図書等。 ・法定外公共物又は市有地等を区域内又は隣接地とする場合に提出要。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑨資金計画書</td> <td>・「収支計画」及び「年度別資金計画」を明示し、整合させること。 ・金融機関の発行する融資証明書又は預金等残高証明書を添付すること。なお、借入理由には「開発行為」又は「造成行為」を明示すること。</td> <td>—</td> <td>大規模○ 小規模—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑩設計者の資格に関する申告書</td> <td>・開発区域の面積が1ha以上の場合に限り必要。 ・卒業証明書又は資格証明書を添付すること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添 付 要 否			自己居住用	自己業務用	自己用外	①公共施設の管理者同意申請書	・帰属の無い場合にも「該当なし」と記入し添付すること。 ・帰属先及び管理者については、事前に協議した内容と一致させること。	○	○	○	②所有権移転登記に関する同意書	・団地名を記入すること。 ・該当地番等を記入すること。 ・帰属用地がある場合に提出要。 ・寄附がある場合は寄附申込(写)の提出要。	○	○	○	③帰属部求積図	・帰属部に着色すること。 ・公共施設名を明示し、求積すること。 ・帰属用地がある場合に提出要。	○	○	○	④開発行為許可申請書	・「その他必要な事項」には、他法令に関わる許可及び承認等必要な事項を明記すること。	○	○	○	⑤設計説明書	・「土地利用計画」において、公共施設にあたらぬ緑地、水路等は「その他」の欄に記入すること。 ・「公共施設の整備計画」の内容は、①の内容と一致させること。 ・「その他」の給排水施設については、事前の協議指示事項を遵守すること。	×	○	○	⑥公共施設(水道・消防)の管理者同意(写)	・同意申請書及び同意書の写しを添付すること。	○	○	○	⑦他法令に基づく承認書等(写)	・道路法24条施行承認書、市有財産加工承認書、法定外公共物加工承認書、法定外公共物法32条同意書、法定外公共物用途廃止通知書等。	○	○	○	⑧土地境界線図書(写)(図面含む)	・法定外公共物境界線図書、市有財産境界線図書、市道境界線図書、県道境界線図書等。 ・法定外公共物又は市有地等を区域内又は隣接地とする場合に提出要。	○	○	○	⑨資金計画書	・「収支計画」及び「年度別資金計画」を明示し、整合させること。 ・金融機関の発行する融資証明書又は預金等残高証明書を添付すること。なお、借入理由には「開発行為」又は「造成行為」を明示すること。	—	大規模○ 小規模—	○	⑩設計者の資格に関する申告書	・開発区域の面積が1ha以上の場合に限り必要。 ・卒業証明書又は資格証明書を添付すること。	○	○	○	<p>開発許可申請書の作成</p> <p>(1) 許可申請書添付図書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">書類の名称</th> <th rowspan="2">明示すべき事項、添付書類、作成留意事項</th> <th colspan="3">添 付 要 否</th> </tr> <tr> <th>自己居住用</th> <th>自己業務用</th> <th>自己用外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①公共施設の管理者同意申請書</td> <td>・帰属の無い場合にも「該当なし」と記入し添付すること。 ・帰属先及び管理者については、事前に協議した内容と一致させること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②所有権移転登記に関する同意書</td> <td>・団地名を記入すること。 ・該当地番等を記入すること。 ・帰属用地がある場合に提出要。 ・寄附がある場合は寄附申込(写)の提出要。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③帰属部求積図</td> <td>・帰属部に着色すること。 ・公共施設名を明示し、求積すること。 ・帰属用地がある場合に提出要。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④開発行為許可申請書</td> <td>・「その他必要な事項」には、他法令に関わる許可及び承認等必要な事項を明記すること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤設計説明書</td> <td>・「土地利用計画」において、公共施設にあたらぬ緑地、水路等は「その他」の欄に記入すること。 ・「公共施設の整備計画」の内容は、①の内容と一致させること。 ・「その他」の給排水施設については、事前の協議指示事項を遵守すること。</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥公共施設(水道・消防)の管理者同意(写)</td> <td>・同意申請書及び同意書の写しを添付すること。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦他法令に基づく承認書等(写)</td> <td>・道路法24条施行承認書、市有財産加工承認書、法定外公共物加工承認書、法定外公共物法30条同意書、法定外公共物用途廃止通知書等。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑧土地境界線図書(写)(図面含む)</td> <td>・法定外公共物境界線図書、市有財産境界線図書、市道境界線図書、県道境界線図書等。 ・法定外公共物又は市有地等を区域内又は隣接地とする場合に提出要。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑨資金計画書</td> <td>・「収支計画」及び「年度別資金計画」を明示し、整合させること。 ・金融機関の発行する融資証明書又は預金等残高証明書を添付すること。なお、借入理由には「開発行為」又は「造成行為」を明示すること。</td> <td>△</td> <td>大規模○ 小規模△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑩設計者の資格に関する申告書</td> <td>・開発区域の面積が1ha以上の場合に限り必要。 ・卒業証明書又は資格証明書を添付すること。 ・開発区域が1ha未満であって、国土規制法に適合する設計者の資格が必要となる工事の場合は、国土規制法に準じた書類の提出が必要。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添 付 要 否			自己居住用	自己業務用	自己用外	①公共施設の管理者同意申請書	・帰属の無い場合にも「該当なし」と記入し添付すること。 ・帰属先及び管理者については、事前に協議した内容と一致させること。	○	○	○	②所有権移転登記に関する同意書	・団地名を記入すること。 ・該当地番等を記入すること。 ・帰属用地がある場合に提出要。 ・寄附がある場合は寄附申込(写)の提出要。	○	○	○	③帰属部求積図	・帰属部に着色すること。 ・公共施設名を明示し、求積すること。 ・帰属用地がある場合に提出要。	○	○	○	④開発行為許可申請書	・「その他必要な事項」には、他法令に関わる許可及び承認等必要な事項を明記すること。	○	○	○	⑤設計説明書	・「土地利用計画」において、公共施設にあたらぬ緑地、水路等は「その他」の欄に記入すること。 ・「公共施設の整備計画」の内容は、①の内容と一致させること。 ・「その他」の給排水施設については、事前の協議指示事項を遵守すること。	×	○	○	⑥公共施設(水道・消防)の管理者同意(写)	・同意申請書及び同意書の写しを添付すること。	○	○	○	⑦他法令に基づく承認書等(写)	・道路法24条施行承認書、市有財産加工承認書、法定外公共物加工承認書、法定外公共物法30条同意書、法定外公共物用途廃止通知書等。	○	○	○	⑧土地境界線図書(写)(図面含む)	・法定外公共物境界線図書、市有財産境界線図書、市道境界線図書、県道境界線図書等。 ・法定外公共物又は市有地等を区域内又は隣接地とする場合に提出要。	○	○	○	⑨資金計画書	・「収支計画」及び「年度別資金計画」を明示し、整合させること。 ・金融機関の発行する融資証明書又は預金等残高証明書を添付すること。なお、借入理由には「開発行為」又は「造成行為」を明示すること。	△	大規模○ 小規模△	○	⑩設計者の資格に関する申告書	・開発区域の面積が1ha以上の場合に限り必要。 ・卒業証明書又は資格証明書を添付すること。 ・開発区域が1ha未満であって、国土規制法に適合する設計者の資格が必要となる工事の場合は、国土規制法に準じた書類の提出が必要。	○	○	○
書類の名称	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項			添 付 要 否																																																																																																																		
		自己居住用	自己業務用	自己用外																																																																																																																		
①公共施設の管理者同意申請書	・帰属の無い場合にも「該当なし」と記入し添付すること。 ・帰属先及び管理者については、事前に協議した内容と一致させること。	○	○	○																																																																																																																		
②所有権移転登記に関する同意書	・団地名を記入すること。 ・該当地番等を記入すること。 ・帰属用地がある場合に提出要。 ・寄附がある場合は寄附申込(写)の提出要。	○	○	○																																																																																																																		
③帰属部求積図	・帰属部に着色すること。 ・公共施設名を明示し、求積すること。 ・帰属用地がある場合に提出要。	○	○	○																																																																																																																		
④開発行為許可申請書	・「その他必要な事項」には、他法令に関わる許可及び承認等必要な事項を明記すること。	○	○	○																																																																																																																		
⑤設計説明書	・「土地利用計画」において、公共施設にあたらぬ緑地、水路等は「その他」の欄に記入すること。 ・「公共施設の整備計画」の内容は、①の内容と一致させること。 ・「その他」の給排水施設については、事前の協議指示事項を遵守すること。	×	○	○																																																																																																																		
⑥公共施設(水道・消防)の管理者同意(写)	・同意申請書及び同意書の写しを添付すること。	○	○	○																																																																																																																		
⑦他法令に基づく承認書等(写)	・道路法24条施行承認書、市有財産加工承認書、法定外公共物加工承認書、法定外公共物法32条同意書、法定外公共物用途廃止通知書等。	○	○	○																																																																																																																		
⑧土地境界線図書(写)(図面含む)	・法定外公共物境界線図書、市有財産境界線図書、市道境界線図書、県道境界線図書等。 ・法定外公共物又は市有地等を区域内又は隣接地とする場合に提出要。	○	○	○																																																																																																																		
⑨資金計画書	・「収支計画」及び「年度別資金計画」を明示し、整合させること。 ・金融機関の発行する融資証明書又は預金等残高証明書を添付すること。なお、借入理由には「開発行為」又は「造成行為」を明示すること。	—	大規模○ 小規模—	○																																																																																																																		
⑩設計者の資格に関する申告書	・開発区域の面積が1ha以上の場合に限り必要。 ・卒業証明書又は資格証明書を添付すること。	○	○	○																																																																																																																		
書類の名称	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添 付 要 否																																																																																																																				
		自己居住用	自己業務用	自己用外																																																																																																																		
①公共施設の管理者同意申請書	・帰属の無い場合にも「該当なし」と記入し添付すること。 ・帰属先及び管理者については、事前に協議した内容と一致させること。	○	○	○																																																																																																																		
②所有権移転登記に関する同意書	・団地名を記入すること。 ・該当地番等を記入すること。 ・帰属用地がある場合に提出要。 ・寄附がある場合は寄附申込(写)の提出要。	○	○	○																																																																																																																		
③帰属部求積図	・帰属部に着色すること。 ・公共施設名を明示し、求積すること。 ・帰属用地がある場合に提出要。	○	○	○																																																																																																																		
④開発行為許可申請書	・「その他必要な事項」には、他法令に関わる許可及び承認等必要な事項を明記すること。	○	○	○																																																																																																																		
⑤設計説明書	・「土地利用計画」において、公共施設にあたらぬ緑地、水路等は「その他」の欄に記入すること。 ・「公共施設の整備計画」の内容は、①の内容と一致させること。 ・「その他」の給排水施設については、事前の協議指示事項を遵守すること。	×	○	○																																																																																																																		
⑥公共施設(水道・消防)の管理者同意(写)	・同意申請書及び同意書の写しを添付すること。	○	○	○																																																																																																																		
⑦他法令に基づく承認書等(写)	・道路法24条施行承認書、市有財産加工承認書、法定外公共物加工承認書、法定外公共物法30条同意書、法定外公共物用途廃止通知書等。	○	○	○																																																																																																																		
⑧土地境界線図書(写)(図面含む)	・法定外公共物境界線図書、市有財産境界線図書、市道境界線図書、県道境界線図書等。 ・法定外公共物又は市有地等を区域内又は隣接地とする場合に提出要。	○	○	○																																																																																																																		
⑨資金計画書	・「収支計画」及び「年度別資金計画」を明示し、整合させること。 ・金融機関の発行する融資証明書又は預金等残高証明書を添付すること。なお、借入理由には「開発行為」又は「造成行為」を明示すること。	△	大規模○ 小規模△	○																																																																																																																		
⑩設計者の資格に関する申告書	・開発区域の面積が1ha以上の場合に限り必要。 ・卒業証明書又は資格証明書を添付すること。 ・開発区域が1ha未満であって、国土規制法に適合する設計者の資格が必要となる工事の場合は、国土規制法に準じた書類の提出が必要。	○	○	○																																																																																																																		
	- 37 -		- 37 -																																																																																																																			

頁	改正前	頁	改正後																																																																																																																														
P38	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">①申請者の資力及び信用に関する申告書</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記事項証明書（申請者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財務諸表、法人の役員住民票の写し又は個人番号カードの写し、暴力団等に該当しない旨の誓約書を添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）を添付すること。 ・「設立年月日」及び「資本金」の記載に際しては、法人登記簿謄本の内容と一致させること。 ・「前年度事業費」は直前事業年度の売上高を、また「資産総額」は資産合計を記載すること。 </td> <td>△</td> <td>大規模○ 小規模△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>△：申請者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財務諸表、法人の役員住民票の写し又は個人番号カードの写し、暴力団等に該当しない旨の誓約書を添付すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②工事施行者の能力に関する申告書</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記事項証明書（施行者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、を添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）又は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料を添付すること。 </td> <td>△</td> <td>大規模○ 小規模△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>△：申請者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し、を添付すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③開発区域内等権利者一覧表</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内については、権利者すべてについて記載すること。 ・隣接地については、所有権者について記載すること。 ・関係自治会長及び水利組合長名を記載すること。 </td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④開発行為の同意書</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての権利者について、提出要。 ・自治会長及び水利組合長については、協議した証として書面を添付すること。また、自治会長等の名称を記入すること。 ・やむを得ず同意書が提出できない時は、事前に協議を行うこと。 </td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤開発区域内の権利者（同意者）の本人確認書類</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれか ・印鑑登録証明書（同意書に同意者の実印が押印されている場合）、住民票の写し、個人番号カード（表面のみの写し）、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し </td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑥登記事項証明書</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の土地について提出要。 ・申請時から三月以内に作成されたものであること。 </td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑦他法令に基づく許可書等（写）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可書、河川法許可書、占用許可書等。 </td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1) 「自己業務用」の欄中「大規模」とは開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを、「小規模」とは開発区域の面積が1ヘクタール未満のものをいいます。</p> <p>注2) 添付図書は①～⑦の順番で製本してください。</p> <p>注3) 申請図書に添付する位置図等の地形図は、最新の都市計画図等を使用してください。</p>	①申請者の資力及び信用に関する申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記事項証明書（申請者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財務諸表、法人の役員住民票の写し又は個人番号カードの写し、暴力団等に該当しない旨の誓約書を添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）を添付すること。 ・「設立年月日」及び「資本金」の記載に際しては、法人登記簿謄本の内容と一致させること。 ・「前年度事業費」は直前事業年度の売上高を、また「資産総額」は資産合計を記載すること。 	△	大規模○ 小規模△	○	△： 申請者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財務諸表、法人の役員住民票の写し又は個人番号カードの写し、暴力団等に該当しない旨の誓約書を添付すること。				②工事施行者の能力に関する申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記事項証明書（施行者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、を添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）又は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料を添付すること。 	△	大規模○ 小規模△	○	△： 申請者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し、を添付すること。				③開発区域内等権利者一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内については、権利者すべてについて記載すること。 ・隣接地については、所有権者について記載すること。 ・関係自治会長及び水利組合長名を記載すること。 	○	○	○					④開発行為の同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての権利者について、提出要。 ・自治会長及び水利組合長については、協議した証として書面を添付すること。また、自治会長等の名称を記入すること。 ・やむを得ず同意書が提出できない時は、事前に協議を行うこと。 	○	○	○					⑤開発区域内の権利者（同意者）の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれか ・印鑑登録証明書（同意書に同意者の実印が押印されている場合）、住民票の写し、個人番号カード（表面のみの写し）、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し 	○	○	○					⑥登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の土地について提出要。 ・申請時から三月以内に作成されたものであること。 	○	○	○					⑦他法令に基づく許可書等（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可書、河川法許可書、占用許可書等。 	○	○	○					P38	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">①申請者の資力及び信用に関する申告書</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記事項証明書（申請者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財務諸表、法人の役員住民票の写し又は個人番号カードの写し、暴力団等に該当しない旨の誓約書を添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）を添付すること。 ・「設立年月日」及び「資本金」の記載に際しては、法人登記簿謄本の内容と一致させること。 ・「前年度事業費」は直前事業年度の売上高を、また「資産総額」は資産合計を記載すること。 </td> <td>△</td> <td>大規模○ 小規模△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>△：(注4)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②工事施行者の能力に関する申告書</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記事項証明書（施行者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、を添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）又は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料を添付すること。 </td> <td>△</td> <td>大規模○ 小規模△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>△：(注4)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③開発区域内等権利者一覧表</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内については、権利者すべてについて記載すること。 ・隣接地については、所有権者について記載すること。 ・関係自治会長及び水利組合長名を記載すること。 </td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">④開発行為の同意書</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての権利者について、提出要。 ・自治会長及び水利組合長については、協議した証として書面を添付すること。また、自治会長等の名称を記入すること。 ・やむを得ず同意書が提出できない時は、事前に協議を行うこと。 </td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤開発区域内の権利者（同意者）の本人確認書類</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれか ・印鑑登録証明書（同意書に同意者の実印が押印されている場合）、住民票の写し、個人番号カード（表面のみの写し）、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し ・印鑑証明書（法人の場合） </td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑥登記事項証明書または、登記簿提供システムにより出力された不動産登記簿謄（全館事項）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の土地について提出要。 ・申請時から三月以内に作成されたものであること。 </td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑦他法令に基づく許可書等（写）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可申請書、河川法許可書、占用許可書等。 </td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注1) 「自己業務用」の欄中「大規模」とは開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを、「小規模」とは開発区域の面積が1ヘクタール未満のものをいいます。</p> <p>注2) 添付図書は①～⑦の順番で製本してください。</p> <p>注3) 申請図書に添付する位置図等の地形図は、最新の都市計画図等を使用してください。</p> <p>注4) 宅地造成及び特定盗土等規制法 第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要する工事の場合は、提出が必要。</p>	①申請者の資力及び信用に関する申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記事項証明書（申請者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財務諸表、法人の役員住民票の写し又は個人番号カードの写し、暴力団等に該当しない旨の誓約書を添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）を添付すること。 ・「設立年月日」及び「資本金」の記載に際しては、法人登記簿謄本の内容と一致させること。 ・「前年度事業費」は直前事業年度の売上高を、また「資産総額」は資産合計を記載すること。 	△	大規模○ 小規模△	○	△：(注4)				②工事施行者の能力に関する申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記事項証明書（施行者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、を添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）又は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料を添付すること。 	△	大規模○ 小規模△	○	△：(注4)				③開発区域内等権利者一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内については、権利者すべてについて記載すること。 ・隣接地については、所有権者について記載すること。 ・関係自治会長及び水利組合長名を記載すること。 	○	○	○					④開発行為の同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての権利者について、提出要。 ・自治会長及び水利組合長については、協議した証として書面を添付すること。また、自治会長等の名称を記入すること。 ・やむを得ず同意書が提出できない時は、事前に協議を行うこと。 	○	○	○					⑤開発区域内の権利者（同意者）の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれか ・印鑑登録証明書（同意書に同意者の実印が押印されている場合）、住民票の写し、個人番号カード（表面のみの写し）、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し ・印鑑証明書（法人の場合） 	○	○	○					⑥登記事項証明書または、登記簿提供システムにより出力された不動産登記簿謄（全館事項）	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の土地について提出要。 ・申請時から三月以内に作成されたものであること。 	○	○	○					⑦他法令に基づく許可書等（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可申請書、河川法許可書、占用許可書等。 	○	○	○				
①申請者の資力及び信用に関する申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記事項証明書（申請者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財務諸表、法人の役員住民票の写し又は個人番号カードの写し、暴力団等に該当しない旨の誓約書を添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）を添付すること。 ・「設立年月日」及び「資本金」の記載に際しては、法人登記簿謄本の内容と一致させること。 ・「前年度事業費」は直前事業年度の売上高を、また「資産総額」は資産合計を記載すること。 		△	大規模○ 小規模△	○																																																																																																																												
	△： 申請者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財務諸表、法人の役員住民票の写し又は個人番号カードの写し、暴力団等に該当しない旨の誓約書を添付すること。																																																																																																																																
②工事施行者の能力に関する申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記事項証明書（施行者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、を添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）又は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料を添付すること。 	△	大規模○ 小規模△	○																																																																																																																													
	△： 申請者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し、を添付すること。																																																																																																																																
③開発区域内等権利者一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内については、権利者すべてについて記載すること。 ・隣接地については、所有権者について記載すること。 ・関係自治会長及び水利組合長名を記載すること。 	○	○	○																																																																																																																													
④開発行為の同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての権利者について、提出要。 ・自治会長及び水利組合長については、協議した証として書面を添付すること。また、自治会長等の名称を記入すること。 ・やむを得ず同意書が提出できない時は、事前に協議を行うこと。 	○	○	○																																																																																																																													
⑤開発区域内の権利者（同意者）の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれか ・印鑑登録証明書（同意書に同意者の実印が押印されている場合）、住民票の写し、個人番号カード（表面のみの写し）、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し 	○	○	○																																																																																																																													
⑥登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の土地について提出要。 ・申請時から三月以内に作成されたものであること。 	○	○	○																																																																																																																													
⑦他法令に基づく許可書等（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可書、河川法許可書、占用許可書等。 	○	○	○																																																																																																																													
①申請者の資力及び信用に関する申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記事項証明書（申請者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、直前事業年度の財務諸表、法人の役員住民票の写し又は個人番号カードの写し、暴力団等に該当しない旨の誓約書を添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）を添付すること。 ・「設立年月日」及び「資本金」の記載に際しては、法人登記簿謄本の内容と一致させること。 ・「前年度事業費」は直前事業年度の売上高を、また「資産総額」は資産合計を記載すること。 	△	大規模○ 小規模△	○																																																																																																																													
	△：(注4)																																																																																																																																
②工事施行者の能力に関する申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記事項証明書（施行者が個人の場合においては、住民票の写し又は個人番号カードの写し）、を添付すること。 ・「法令による登録等」については、その証明書（写）又は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料を添付すること。 	△	大規模○ 小規模△	○																																																																																																																													
	△：(注4)																																																																																																																																
③開発区域内等権利者一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内については、権利者すべてについて記載すること。 ・隣接地については、所有権者について記載すること。 ・関係自治会長及び水利組合長名を記載すること。 	○	○	○																																																																																																																													
④開発行為の同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての権利者について、提出要。 ・自治会長及び水利組合長については、協議した証として書面を添付すること。また、自治会長等の名称を記入すること。 ・やむを得ず同意書が提出できない時は、事前に協議を行うこと。 	○	○	○																																																																																																																													
⑤開発区域内の権利者（同意者）の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれか ・印鑑登録証明書（同意書に同意者の実印が押印されている場合）、住民票の写し、個人番号カード（表面のみの写し）、運転免許証の写し、運転経歴証明書の写し（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し ・印鑑証明書（法人の場合） 	○	○	○																																																																																																																													
⑥登記事項証明書または、登記簿提供システムにより出力された不動産登記簿謄（全館事項）	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の土地について提出要。 ・申請時から三月以内に作成されたものであること。 	○	○	○																																																																																																																													
⑦他法令に基づく許可書等（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可申請書、河川法許可書、占用許可書等。 	○	○	○																																																																																																																													

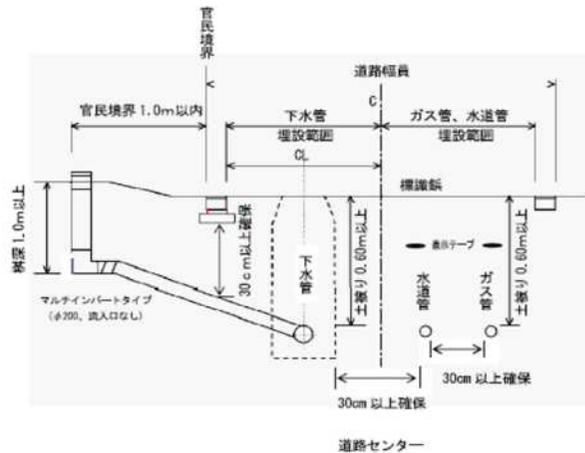
頁	改正前	頁	改正後																																																								
P40	<p>(2) 許可申請書添付図面 ア 通常添付が必要な図面</p> <p style="text-align: center;">〔※ 方位（構造図及び縦断面図を除く）、縮尺を記入すること。平面図においては開発区域を朱で囲むこと。〕</p> <table border="1" data-bbox="376 319 1008 1161"> <thead> <tr> <th>図面の名称</th> <th>縮尺</th> <th>明示すべき事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発区域位置図</td> <td>1/10,000 以上</td> <td>1 開発区域周辺の都市施設的位置及び名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発区域区域図</td> <td>1/2,500 以上</td> <td>1 土地の形状 2 市境界とその名称 3 用途地域の区分及び他の法令による規制区域</td> <td>・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について図示すること。</td> </tr> <tr> <td>現況図</td> <td>1/500 以上</td> <td>1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設的位置及び形状 3 既存の建築物及び隣接等の工作物の位置及び形状 4 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び表土の状況 5 法定外公共物幅及び接続道路幅名称</td> <td>・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。</td> </tr> <tr> <td>公園の写し</td> <td>公園原本と等倍</td> <td>1 里道・水路をそれぞれ赤・青で着色 2 市町の区域内の町又は字の境界とその名称 3 転写年月日、転写者の氏名及び転写法務局の名称 4 土地の地番、地目及び権利者名</td> <td>・開発区域の隣接となる箇所まで転写すること。 ・申請時から三月以内に転写したものであること。</td> </tr> <tr> <td>求積図</td> <td>1/500 以上</td> <td>1 開発区域全体の求積表 2 公共施設ごとの求積表</td> <td>・地積は小数第三位以下を切り捨てること。</td> </tr> <tr> <td>土地利用計画図</td> <td>1/500 以上 ただし、ゴルフ場の場合は1/1,000 以上</td> <td>1 開発区域を工区に分けたときは工区界 2 公園、緑地及び広場の位置、形状及び面積 3 開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び附属構造物 4 排水施設的位置、形状及び水の流れ 5 都市計画施設又は地区計画に定められた施設的位置、形状及び名称 6 消防水利の位置及び形状 7 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分） 8 河川その他の公共施設的位置及び形状 9 予定建築物等の敷地の形状及び面積</td> <td>・予定建築物等の用途は、具体的に各敷地ごとに記入すること。 ・宅地、道路、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発登録簿の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。 ・区域内は、白抜き（コタテ等抜き）として計画を記入すること。 ・用途区域界が開発区域内にある場合には、用途区域界を表示すること。</td> </tr> </tbody> </table>	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考	開発区域位置図	1/10,000 以上	1 開発区域周辺の都市施設的位置及び名称		開発区域区域図	1/2,500 以上	1 土地の形状 2 市境界とその名称 3 用途地域の区分及び他の法令による規制区域	・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について図示すること。	現況図	1/500 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設的位置及び形状 3 既存の建築物及び隣接等の工作物の位置及び形状 4 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び表土の状況 5 法定外公共物幅及び接続道路幅名称	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。	公園の写し	公園原本と等倍	1 里道・水路をそれぞれ赤・青で着色 2 市町の区域内の町又は字の境界とその名称 3 転写年月日、転写者の氏名及び転写法務局の名称 4 土地の地番、地目及び権利者名	・開発区域の隣接となる箇所まで転写すること。 ・申請時から三月以内に転写したものであること。	求積図	1/500 以上	1 開発区域全体の求積表 2 公共施設ごとの求積表	・地積は小数第三位以下を切り捨てること。	土地利用計画図	1/500 以上 ただし、ゴルフ場の場合は1/1,000 以上	1 開発区域を工区に分けたときは工区界 2 公園、緑地及び広場の位置、形状及び面積 3 開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び附属構造物 4 排水施設的位置、形状及び水の流れ 5 都市計画施設又は地区計画に定められた施設的位置、形状及び名称 6 消防水利の位置及び形状 7 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分） 8 河川その他の公共施設的位置及び形状 9 予定建築物等の敷地の形状及び面積	・予定建築物等の用途は、具体的に各敷地ごとに記入すること。 ・宅地、道路、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発登録簿の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。 ・区域内は、白抜き（コタテ等抜き）として計画を記入すること。 ・用途区域界が開発区域内にある場合には、用途区域界を表示すること。	P40	<p>(2) 許可申請書添付図面 ア 通常添付が必要な図面</p> <p style="text-align: center;">〔※ 方位（構造図及び縦断面図を除く）、縮尺を記入すること。平面図においては開発区域を朱で囲むこと。〕</p> <table border="1" data-bbox="1339 319 1971 1161"> <thead> <tr> <th>図面の名称</th> <th>縮尺</th> <th>明示すべき事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発区域位置図</td> <td>1/10,000 以上</td> <td>1 開発区域周辺の都市施設的位置及び名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開発区域区域図</td> <td>1/2,500 以上</td> <td>1 土地の形状 2 市境界とその名称 3 用途地域の区分及び他の法令による規制区域</td> <td>・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について図示すること。</td> </tr> <tr> <td>現況図</td> <td>1/500 以上</td> <td>1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設的位置及び形状 3 既存の建築物及び隣接等の工作物の位置及び形状 4 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び表土の状況 5 法定外公共物幅及び接続道路幅名称</td> <td>・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。</td> </tr> <tr> <td>公園の写し</td> <td>公園原本と等倍</td> <td>1 里道・水路をそれぞれ赤・青で着色 2 市町の区域内の町又は字の境界とその名称 3 転写年月日、転写者の氏名及び転写法務局の名称 4 土地の地番、地目及び権利者名</td> <td>・開発区域の隣接となる箇所まで転写すること。 ・申請時から三月以内に転写したものであること。</td> </tr> <tr> <td>求積図</td> <td>1/500 以上</td> <td>1 開発区域全体の求積表 2 公共施設ごとの求積表 3 50cmを超える切積の求積表</td> <td>・地積は小数第三位以下を切り捨てること。</td> </tr> <tr> <td>土地利用計画図</td> <td>1/500 以上 ただし、ゴルフ場の場合は1/1,000 以上</td> <td>1 開発区域を工区に分けたときは工区界 2 公園、緑地及び広場の位置、形状及び面積 3 開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び附属構造物 4 排水施設的位置、形状及び水の流れ 5 都市計画施設又は地区計画に定められた施設的位置、形状及び名称 6 消防水利の位置及び形状 7 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分） 8 河川その他の公共施設的位置及び形状 9 予定建築物等の敷地の形状及び面積</td> <td>・予定建築物等の用途は、具体的に各敷地ごとに記入すること。 ・宅地、道路、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発登録簿の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。 ・区域内は、白抜き（コタテ等抜き）として計画を記入すること。 ・用途区域界が開発区域内にある場合には、用途区域界を表示すること。</td> </tr> </tbody> </table>	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考	開発区域位置図	1/10,000 以上	1 開発区域周辺の都市施設的位置及び名称		開発区域区域図	1/2,500 以上	1 土地の形状 2 市境界とその名称 3 用途地域の区分及び他の法令による規制区域	・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について図示すること。	現況図	1/500 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設的位置及び形状 3 既存の建築物及び隣接等の工作物の位置及び形状 4 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び表土の状況 5 法定外公共物幅及び接続道路幅名称	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。	公園の写し	公園原本と等倍	1 里道・水路をそれぞれ赤・青で着色 2 市町の区域内の町又は字の境界とその名称 3 転写年月日、転写者の氏名及び転写法務局の名称 4 土地の地番、地目及び権利者名	・開発区域の隣接となる箇所まで転写すること。 ・申請時から三月以内に転写したものであること。	求積図	1/500 以上	1 開発区域全体の求積表 2 公共施設ごとの求積表 3 50cmを超える切積の求積表	・地積は小数第三位以下を切り捨てること。	土地利用計画図	1/500 以上 ただし、ゴルフ場の場合は1/1,000 以上	1 開発区域を工区に分けたときは工区界 2 公園、緑地及び広場の位置、形状及び面積 3 開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び附属構造物 4 排水施設的位置、形状及び水の流れ 5 都市計画施設又は地区計画に定められた施設的位置、形状及び名称 6 消防水利の位置及び形状 7 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分） 8 河川その他の公共施設的位置及び形状 9 予定建築物等の敷地の形状及び面積	・予定建築物等の用途は、具体的に各敷地ごとに記入すること。 ・宅地、道路、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発登録簿の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。 ・区域内は、白抜き（コタテ等抜き）として計画を記入すること。 ・用途区域界が開発区域内にある場合には、用途区域界を表示すること。
図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考																																																								
開発区域位置図	1/10,000 以上	1 開発区域周辺の都市施設的位置及び名称																																																									
開発区域区域図	1/2,500 以上	1 土地の形状 2 市境界とその名称 3 用途地域の区分及び他の法令による規制区域	・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について図示すること。																																																								
現況図	1/500 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設的位置及び形状 3 既存の建築物及び隣接等の工作物の位置及び形状 4 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び表土の状況 5 法定外公共物幅及び接続道路幅名称	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。																																																								
公園の写し	公園原本と等倍	1 里道・水路をそれぞれ赤・青で着色 2 市町の区域内の町又は字の境界とその名称 3 転写年月日、転写者の氏名及び転写法務局の名称 4 土地の地番、地目及び権利者名	・開発区域の隣接となる箇所まで転写すること。 ・申請時から三月以内に転写したものであること。																																																								
求積図	1/500 以上	1 開発区域全体の求積表 2 公共施設ごとの求積表	・地積は小数第三位以下を切り捨てること。																																																								
土地利用計画図	1/500 以上 ただし、ゴルフ場の場合は1/1,000 以上	1 開発区域を工区に分けたときは工区界 2 公園、緑地及び広場の位置、形状及び面積 3 開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び附属構造物 4 排水施設的位置、形状及び水の流れ 5 都市計画施設又は地区計画に定められた施設的位置、形状及び名称 6 消防水利の位置及び形状 7 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分） 8 河川その他の公共施設的位置及び形状 9 予定建築物等の敷地の形状及び面積	・予定建築物等の用途は、具体的に各敷地ごとに記入すること。 ・宅地、道路、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発登録簿の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。 ・区域内は、白抜き（コタテ等抜き）として計画を記入すること。 ・用途区域界が開発区域内にある場合には、用途区域界を表示すること。																																																								
図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考																																																								
開発区域位置図	1/10,000 以上	1 開発区域周辺の都市施設的位置及び名称																																																									
開発区域区域図	1/2,500 以上	1 土地の形状 2 市境界とその名称 3 用途地域の区分及び他の法令による規制区域	・他の法令による規制区域は、開発区域及びその周辺の区域について図示すること。																																																								
現況図	1/500 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 開発区域内及びその周辺の公共施設及び公益的施設的位置及び形状 3 既存の建築物及び隣接等の工作物の位置及び形状 4 開発区域の面積が1ヘクタール以上の開発行為にあっては、樹木又はその集団の位置及び表土の状況 5 法定外公共物幅及び接続道路幅名称	・開発区域周辺の地形の状況が明らかになる程度の範囲まで作成すること。																																																								
公園の写し	公園原本と等倍	1 里道・水路をそれぞれ赤・青で着色 2 市町の区域内の町又は字の境界とその名称 3 転写年月日、転写者の氏名及び転写法務局の名称 4 土地の地番、地目及び権利者名	・開発区域の隣接となる箇所まで転写すること。 ・申請時から三月以内に転写したものであること。																																																								
求積図	1/500 以上	1 開発区域全体の求積表 2 公共施設ごとの求積表 3 50cmを超える切積の求積表	・地積は小数第三位以下を切り捨てること。																																																								
土地利用計画図	1/500 以上 ただし、ゴルフ場の場合は1/1,000 以上	1 開発区域を工区に分けたときは工区界 2 公園、緑地及び広場の位置、形状及び面積 3 開発区域内外の道路の位置、形状、幅員及び附属構造物 4 排水施設的位置、形状及び水の流れ 5 都市計画施設又は地区計画に定められた施設的位置、形状及び名称 6 消防水利の位置及び形状 7 調整池を設ける場合にあっては、調整池の位置及び形状（多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分） 8 河川その他の公共施設的位置及び形状 9 予定建築物等の敷地の形状及び面積	・予定建築物等の用途は、具体的に各敷地ごとに記入すること。 ・宅地、道路、公園、調整池等各土地利用の区分ごとに色分けすること。 ・この図面は、開発登録簿の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。 ・区域内は、白抜き（コタテ等抜き）として計画を記入すること。 ・用途区域界が開発区域内にある場合には、用途区域界を表示すること。																																																								
	- 40 -		- 40 -																																																								

頁	改正前	頁	改正後																																																
P43	<table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の名称</th> <th>縮 尺</th> <th>明 示 す べ き 事 項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路 計 画 縦 断 図</td> <td>1/500 以上</td> <td>1 道路の縦断勾配（パーセント） 2 計画地盤面 3 計画地盤高 4 車距離及び追加距離 5 基準線（D、L）</td> <td>・開発区域外の道路との関連を明示すること。</td> </tr> <tr> <td>道 路 計 画 標 準 横 断 図</td> <td>1/50 以上</td> <td>1 道路の幅員構成（小えん境を含む） 2 道路の横断勾配（パーセント） 3 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 道路側溝の位置、形状及び寸法 5 道路への埋設物（埋設管等）の位置形状及び寸法 6 交通安全施設の形状、構造及び基礎形式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>がけの断面図</td> <td>1/50 以上</td> <td>1 がけの高さ、勾配及び土質の種類（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質の種類及び地層の厚さ） 2 現況地盤面及び計画地盤面 3 小段の位置及び幅 4 石張り、張り芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法</td> <td>・現況線は細く、計画線は太く表示すること。 ・がけの前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。</td> </tr> <tr> <td>擁壁の断面図</td> <td>1/50 以上</td> <td>1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの品質及び寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜き穴の位置、材料及び内径 6 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置及び寸法 7 擁壁の背後の地盤面 8 必要地耐力</td> <td>・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写し及び製造工場の認証証明書等の写しを添付すること。 ・基礎杭においては検封書を添付すること。 ・国土交通大臣認定擁壁以外のものは構造計算書を添付すること。 ・がけ及び基礎地盤の土質は現地で確認すること。</td> </tr> <tr> <td>防 災 計 画 図</td> <td>1/500 以上</td> <td>1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 計画道路の位置、形状及び幅員 3 段切の位置及び形状 4 表土除去範囲 5 ヘドロ除去範囲及び長さ 6 工事中の雨水排水経路及び流出計画 7 防災施設の種類、形状、寸法及び名称 8 防災施設の設置時期及び設置期間</td> <td>・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な計画について記載した書面を添付すること。 ・防災施設構造図も作成すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）盛土規制法に関する照査・設計図面等については、盛土ハンドブックによること。 上記の図面の作成に当たって使用する凡例については、次頁の表によること。</p>	図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考	道 路 計 画 縦 断 図	1/500 以上	1 道路の縦断勾配（パーセント） 2 計画地盤面 3 計画地盤高 4 車距離及び追加距離 5 基準線（D、L）	・開発区域外の道路との関連を明示すること。	道 路 計 画 標 準 横 断 図	1/50 以上	1 道路の幅員構成（小えん境を含む） 2 道路の横断勾配（パーセント） 3 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 道路側溝の位置、形状及び寸法 5 道路への埋設物（埋設管等）の位置形状及び寸法 6 交通安全施設の形状、構造及び基礎形式		がけの断面図	1/50 以上	1 がけの高さ、勾配及び土質の種類（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質の種類及び地層の厚さ） 2 現況地盤面及び計画地盤面 3 小段の位置及び幅 4 石張り、張り芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法	・現況線は細く、計画線は太く表示すること。 ・がけの前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。	擁壁の断面図	1/50 以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの品質及び寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜き穴の位置、材料及び内径 6 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置及び寸法 7 擁壁の背後の地盤面 8 必要地耐力	・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写し及び製造工場の認証証明書等の写しを添付すること。 ・基礎杭においては検封書を添付すること。 ・ 国土交通大臣認定擁壁 以外のものは構造計算書を添付すること。 ・がけ及び基礎地盤の土質は現地で確認すること。	防 災 計 画 図	1/500 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 計画道路の位置、形状及び幅員 3 段切の位置及び形状 4 表土除去範囲 5 ヘドロ除去範囲及び長さ 6 工事中の雨水排水経路及び流出計画 7 防災施設の種類、形状、寸法及び名称 8 防災施設の設置時期及び設置期間	・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な計画について記載した書面を添付すること。 ・防災施設構造図も作成すること。	P43	<table border="1"> <thead> <tr> <th>図面の名称</th> <th>縮 尺</th> <th>明 示 す べ き 事 項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路 計 画 縦 断 図</td> <td>1/500 以上</td> <td>1 道路の縦断勾配（パーセント） 2 計画地盤面 3 計画地盤高 4 車距離及び追加距離 5 基準線（D、L）</td> <td>・開発区域外の道路との関連を明示すること。</td> </tr> <tr> <td>道 路 計 画 標 準 横 断 図</td> <td>1/50 以上</td> <td>1 道路の幅員構成（小えん境を含む） 2 道路の横断勾配（パーセント） 3 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 道路側溝の位置、形状及び寸法 5 道路への埋設物（埋設管等）の位置形状及び寸法 6 交通安全施設の形状、構造及び基礎形式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>がけの断面図</td> <td>1/50 以上</td> <td>1 がけの高さ、勾配及び土質の種類（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質の種類及び地層の厚さ） 2 現況地盤面及び計画地盤面 3 小段の位置及び幅 4 石張り、張り芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法</td> <td>・現況線は細く、計画線は太く表示すること。 ・がけの前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。</td> </tr> <tr> <td>擁壁の断面図</td> <td>1/50 以上</td> <td>1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの品質及び寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜き穴の位置、材料及び内径 6 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置及び寸法 7 擁壁の背後の地盤面 8 必要地耐力</td> <td>・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写し及び製造工場の認証証明書等の写しを添付すること。 ・基礎杭においては検封書を添付すること。 ・国土交通大臣認定擁壁以外のものは構造計算書を添付すること。 ・がけ及び基礎地盤の土質は現地で確認すること。</td> </tr> <tr> <td>防 災 計 画 図</td> <td>1/500 以上</td> <td>1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 計画道路の位置、形状及び幅員 3 段切の位置及び形状 4 表土除去範囲 5 ヘドロ除去範囲及び長さ 6 工事中の雨水排水経路及び流出計画 7 防災施設の種類、形状、寸法及び名称 8 防災施設の設置時期及び設置期間</td> <td>・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な計画について記載した書面を添付すること。 ・防災施設構造図も作成すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）盛土規制法に関する照査・設計図面等については、盛土ハンドブックによること。 上記の図面の作成に当たって使用する凡例については、次頁の表によること。</p>	図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考	道 路 計 画 縦 断 図	1/500 以上	1 道路の縦断勾配（パーセント） 2 計画地盤面 3 計画地盤高 4 車距離及び追加距離 5 基準線（D、L）	・開発区域外の道路との関連を明示すること。	道 路 計 画 標 準 横 断 図	1/50 以上	1 道路の幅員構成（小えん境を含む） 2 道路の横断勾配（パーセント） 3 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 道路側溝の位置、形状及び寸法 5 道路への埋設物（埋設管等）の位置形状及び寸法 6 交通安全施設の形状、構造及び基礎形式		がけの断面図	1/50 以上	1 がけの高さ、勾配及び土質の種類（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質の種類及び地層の厚さ） 2 現況地盤面及び計画地盤面 3 小段の位置及び幅 4 石張り、張り芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法	・現況線は細く、計画線は太く表示すること。 ・がけの前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。	擁壁の断面図	1/50 以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの品質及び寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜き穴の位置、材料及び内径 6 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置及び寸法 7 擁壁の背後の地盤面 8 必要地耐力	・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写し及び製造工場の認証証明書等の写しを添付すること。 ・基礎杭においては検封書を添付すること。 ・ 国土交通大臣認定擁壁 以外のものは構造計算書を添付すること。 ・がけ及び基礎地盤の土質は現地で確認すること。	防 災 計 画 図	1/500 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 計画道路の位置、形状及び幅員 3 段切の位置及び形状 4 表土除去範囲 5 ヘドロ除去範囲及び長さ 6 工事中の雨水排水経路及び流出計画 7 防災施設の種類、形状、寸法及び名称 8 防災施設の設置時期及び設置期間	・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な計画について記載した書面を添付すること。 ・防災施設構造図も作成すること。
図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考																																																
道 路 計 画 縦 断 図	1/500 以上	1 道路の縦断勾配（パーセント） 2 計画地盤面 3 計画地盤高 4 車距離及び追加距離 5 基準線（D、L）	・開発区域外の道路との関連を明示すること。																																																
道 路 計 画 標 準 横 断 図	1/50 以上	1 道路の幅員構成（小えん境を含む） 2 道路の横断勾配（パーセント） 3 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 道路側溝の位置、形状及び寸法 5 道路への埋設物（埋設管等）の位置形状及び寸法 6 交通安全施設の形状、構造及び基礎形式																																																	
がけの断面図	1/50 以上	1 がけの高さ、勾配及び土質の種類（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質の種類及び地層の厚さ） 2 現況地盤面及び計画地盤面 3 小段の位置及び幅 4 石張り、張り芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法	・現況線は細く、計画線は太く表示すること。 ・がけの前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。																																																
擁壁の断面図	1/50 以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの品質及び寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜き穴の位置、材料及び内径 6 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置及び寸法 7 擁壁の背後の地盤面 8 必要地耐力	・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写し及び製造工場の認証証明書等の写しを添付すること。 ・基礎杭においては検封書を添付すること。 ・ 国土交通大臣認定擁壁 以外のものは構造計算書を添付すること。 ・がけ及び基礎地盤の土質は現地で確認すること。																																																
防 災 計 画 図	1/500 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 計画道路の位置、形状及び幅員 3 段切の位置及び形状 4 表土除去範囲 5 ヘドロ除去範囲及び長さ 6 工事中の雨水排水経路及び流出計画 7 防災施設の種類、形状、寸法及び名称 8 防災施設の設置時期及び設置期間	・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な計画について記載した書面を添付すること。 ・防災施設構造図も作成すること。																																																
図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考																																																
道 路 計 画 縦 断 図	1/500 以上	1 道路の縦断勾配（パーセント） 2 計画地盤面 3 計画地盤高 4 車距離及び追加距離 5 基準線（D、L）	・開発区域外の道路との関連を明示すること。																																																
道 路 計 画 標 準 横 断 図	1/50 以上	1 道路の幅員構成（小えん境を含む） 2 道路の横断勾配（パーセント） 3 道路及びその路盤の材料、品質、形状及び寸法 4 道路側溝の位置、形状及び寸法 5 道路への埋設物（埋設管等）の位置形状及び寸法 6 交通安全施設の形状、構造及び基礎形式																																																	
がけの断面図	1/50 以上	1 がけの高さ、勾配及び土質の種類（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質の種類及び地層の厚さ） 2 現況地盤面及び計画地盤面 3 小段の位置及び幅 4 石張り、張り芝、モルタルの吹き付け等のがけ面の保護の方法	・現況線は細く、計画線は太く表示すること。 ・がけの前後の地盤面も必要な範囲で併せて示すこと。																																																
擁壁の断面図	1/50 以上	1 擁壁の寸法及び勾配 2 擁壁の材料の種類及び寸法 3 裏込めコンクリートの品質及び寸法 4 透水層の位置及び寸法 5 水抜き穴の位置、材料及び内径 6 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置及び寸法 7 擁壁の背後の地盤面 8 必要地耐力	・鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写し及び製造工場の認証証明書等の写しを添付すること。 ・基礎杭においては検封書を添付すること。 ・ 国土交通大臣認定擁壁 以外のものは構造計算書を添付すること。 ・がけ及び基礎地盤の土質は現地で確認すること。																																																
防 災 計 画 図	1/500 以上	1 地形（等高線は2メートルの標高差ごとに記入すること。） 2 計画道路の位置、形状及び幅員 3 段切の位置及び形状 4 表土除去範囲 5 ヘドロ除去範囲及び長さ 6 工事中の雨水排水経路及び流出計画 7 防災施設の種類、形状、寸法及び名称 8 防災施設の設置時期及び設置期間	・開発区域の周辺を含めて作成すること。 ・防災に関する具体的な計画について記載した書面を添付すること。 ・防災施設構造図も作成すること。																																																
	- 43 -		- 43 -																																																

頁	改正前	頁	改正後
裏表紙	<p data-bbox="562 978 900 1091">令和7年4月1日 発行：宇部市 編集：宇部市都市政策部建築指導課</p>	裏表紙	<p data-bbox="1523 978 1861 1091">令和8年4月1日 発行：宇部市 編集：宇部市都市政策部建築指導課</p>

【別図5】

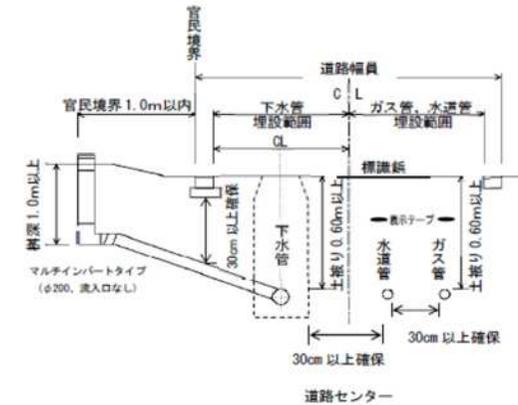
開発道路内のガス管、水道管、下水管の埋設位置について



1. ガス管及び水道管と下水管の埋設位置は上記標準断面図の通り、道路のセンターを境に区別し原則として下水管に際しては上記図面の下水道埋設範囲の中心になるよう設置すること。下水管（支線）の土被りについては、舗装の厚さ（AS舗装厚+路盤厚）に0.3mを加えた値（当該値が0.6mに満たない場合には0.6m）以上とする。なお、下水管の取扱いについては、管理者と事前に別途協議すること。
2. ガス管と水道管の離隔は、30cm以上確保する。
3. ガス管及び水道管と下水人孔との離隔は、30cm以上確保する。
4. 開発許可申請書（法32条申請書）申請時には、水道管、ガス管、下水管の埋設位置及び離隔を明記した標準断面図を添付すること。

【別図5】

開発道路内のガス管、水道管、下水管の埋設位置について



1. ガス管及び水道管と下水管の埋設位置は上記標準断面図の通り、道路のセンターを境に区別し原則として下水管に関しては上記図面の下水道埋設範囲の中心になるよう設置すること。下水管（支線）の土被りについては、舗装の厚さ（AS舗装厚+路盤厚）に0.3mを加えた値（当該値が0.6mに満たない場合には0.6m）以上とする。なお、下水管の取扱いについては、管理者と事前に別途協議すること。
2. ガス管と水道管の離隔は、30cm以上確保する。
なお、給水管（引込管）の当該離隔を確保するため、必要に応じて水道管の埋設位置を下方に変更すること。
3. ガス管及び水道管と下水人孔との離隔は、30cm以上確保する。
4. 開発許可申請書（法32条申請書）申請時には、水道管、ガス管、下水管の埋設位置及び離隔を明記した標準断面図を添付すること。

頁	改正前	頁	改正後
		別図9 (追加)	<p data-bbox="1350 252 1440 276">【別図9】</p> <p data-bbox="1509 316 1787 379">側溝屈曲部施工図 300Aの場合</p> 